

中央環境審議会地球環境部会
気候変動に関する国際戦略専門委員会(第5回会合)

EUの気候変動対策

平成16年10月5日

発表内容

1. 基礎データ
2. EUの政策決定の仕組み
3. 気候変動問題に対する取組
 - これまでの経緯
 - EU排出量取引制度
 - 将来枠組みの検討
4. 英国の取組
5. まとめ

1. 基礎データ

EUの概要

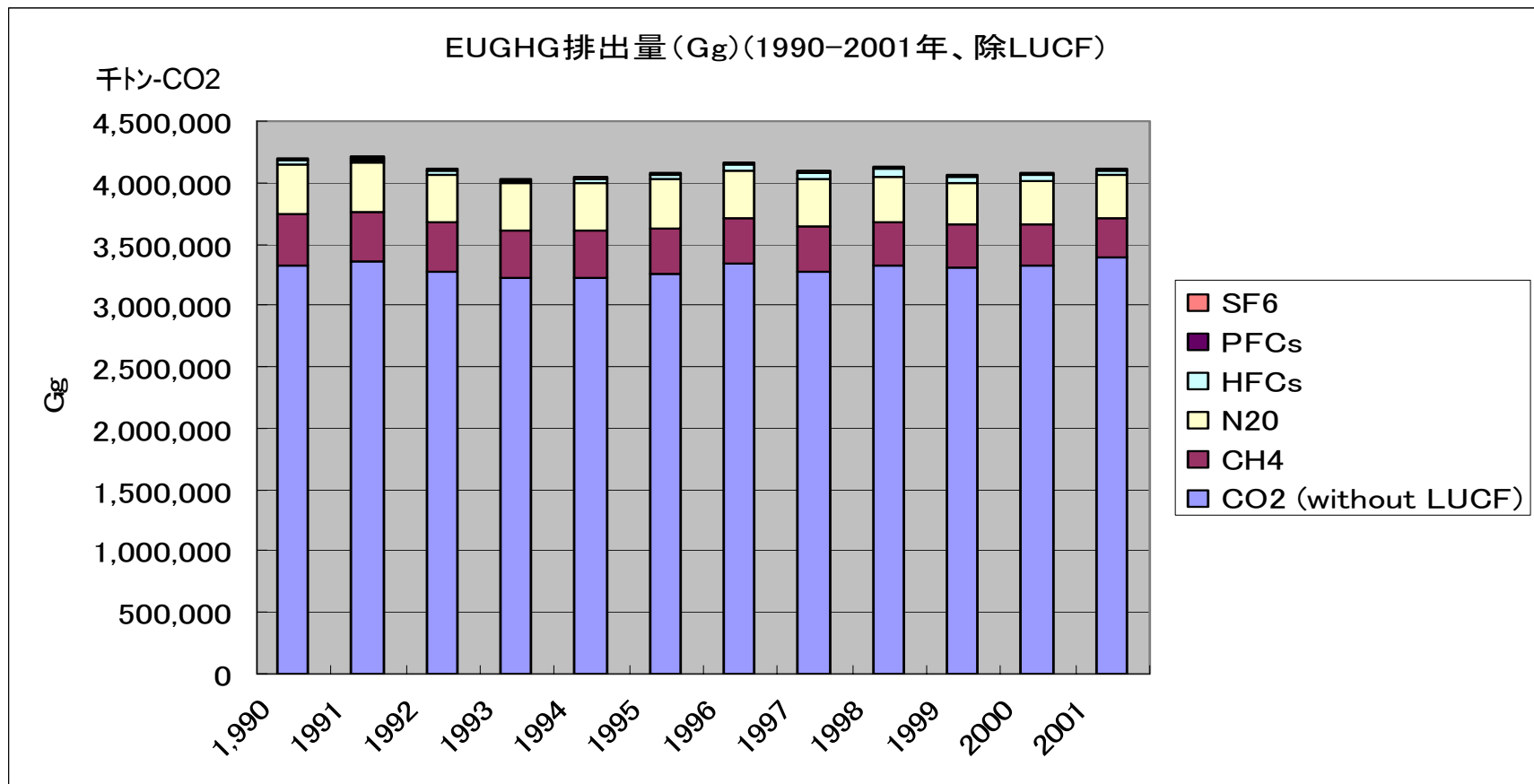


旧加盟国	新加盟国	その他
オーストリア ベルギー デンマーク ドイツ ギリシャ フィンランド アイルランド イタリア ルクセンブルク ポルトガル スペイン スウェーデン オランダ (15カ国)	キプロス チェコ エストニア ハンガリー ラトビア リトアニア マルタ ポーランド スロバキア スロベニア (10カ国)	(2007年加盟目標) ブルガリア ルーマニア (加盟候補) トルコ (加盟申請) クロアチア

	人口(2001)	GDP(2001、ユーロ)
EU15カ国	3億7804万人	8兆8200億
EU25カ国	4億5292万人	9兆2200億
日本	1億2666万人	4兆6300億
米国	2億7681万人	11兆3900億

(データ)EUROSTAT資料

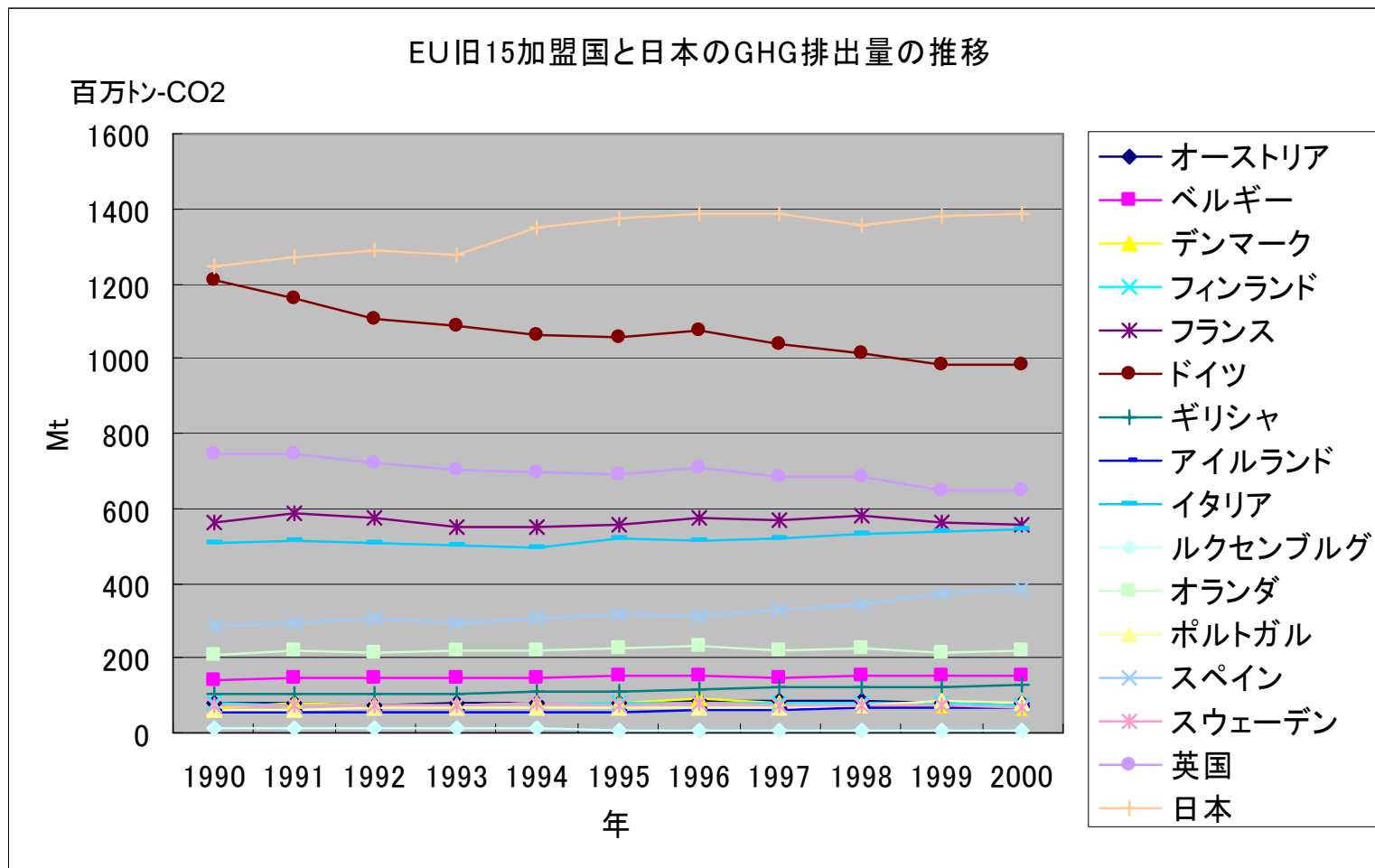
EUの温室効果ガス排出量の推移



出典: Annual European Community greenhouse gas inventory 1990-2001 and inventory report 2003, EEA より作成

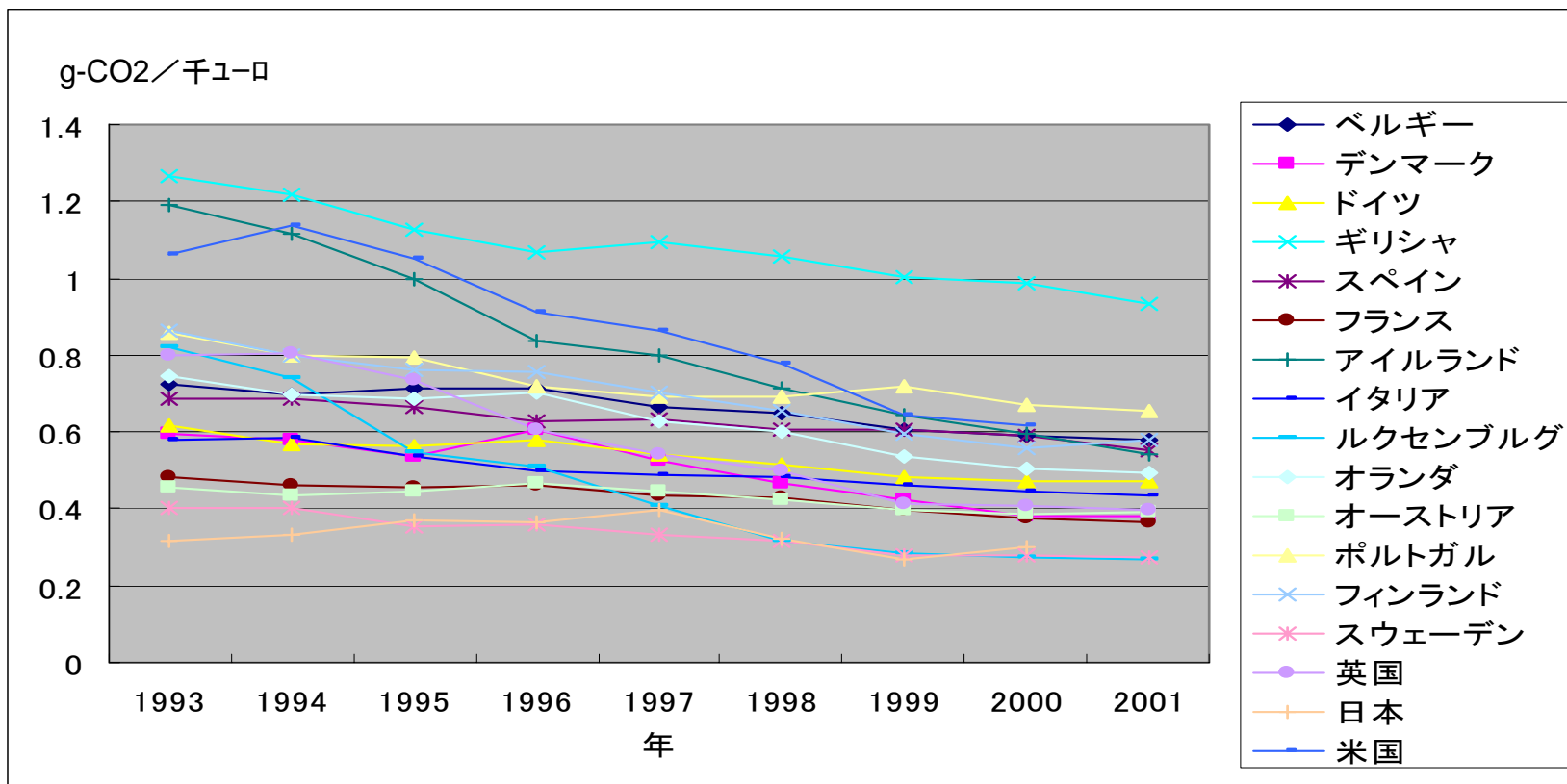
1990年～2001年までの削減率は2%程度

EU加盟国別排出量の推移



出典: Annual European Community greenhouse gas inventory 1990-2001 and inventory report 2003, EEA, Eurostat より作成

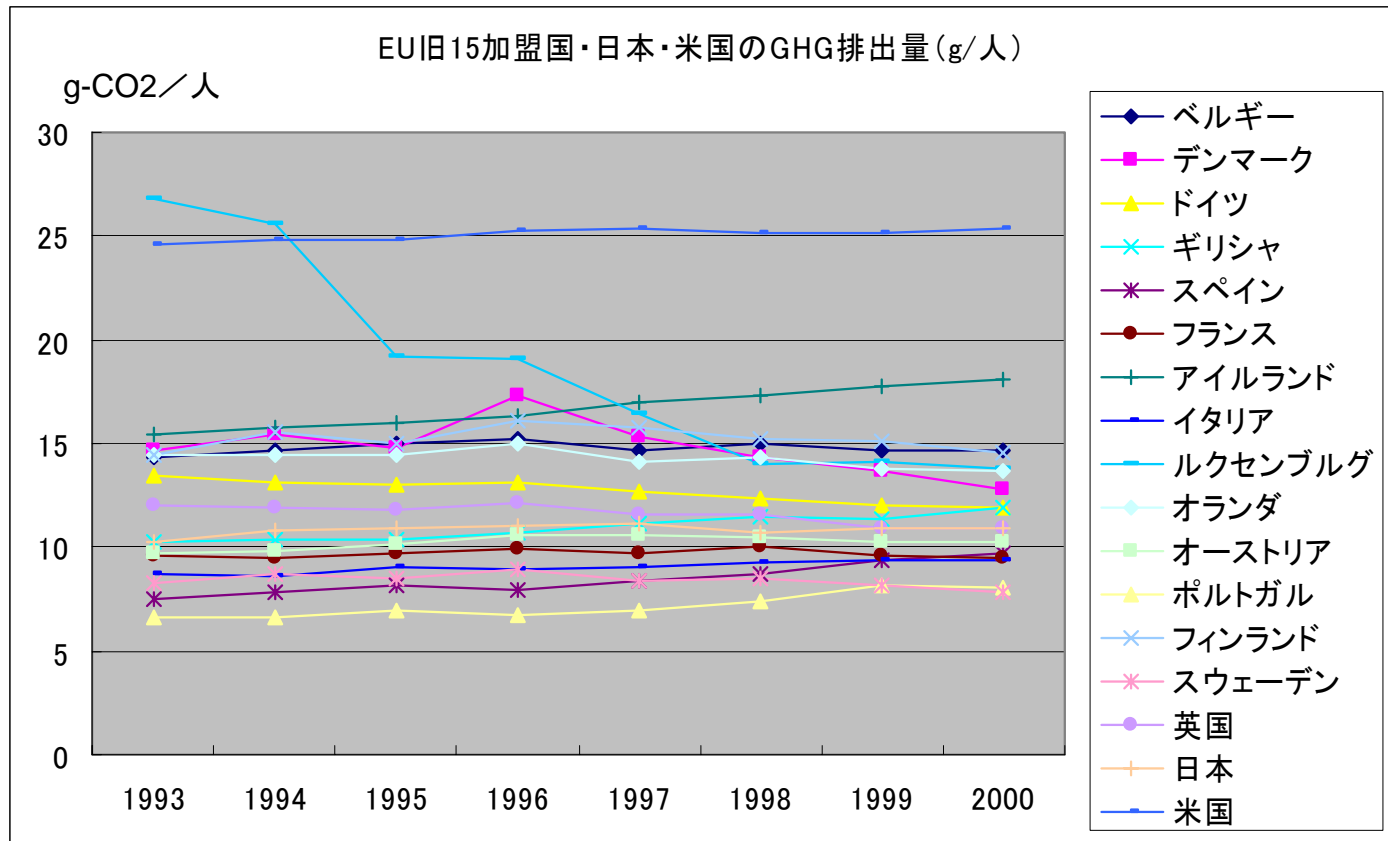
GDPあたり排出量の推移



出典: Annual European Community greenhouse gas inventory 1990-2001 and inventory report 2003, EEA, Eurostat より作成

全体としてGDPあたり排出量は減少傾向、ただし、依然としてギリシャ、ポルトガルなどは高い

一人あたり排出量の推移



出典: Annual European Community greenhouse gas inventory 1990-2001 and inventory report 2003, EEA , Eurostat より作成

アイルランド、フィンランド、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、デンマーク、ドイツ: 1人あたり排出量大
 ポルトガル、イタリア、スペイン、フランス: 1人あたり排出量小
 ただし、格差はアイルランドを除いて縮小する傾向



2. EUの政策決定 の仕組み

EUの組織

■ 欧州理事会

EU各国首脳及び欧州委員長より構成される。政治レベルの最高意思決定機関。

■ 閣僚理事会

EU各国の閣僚級代表により構成されるEUの主たる決定機関。外相理事会、環境大臣理事会など分野ごとに開催される。

■ 欧州議会

特定分野の立法における理事会との共同決定権、予算の承認権、新任欧州委員の一括承認権等の権限を有する。

■ 欧州委員会

加盟国の合意に基づき欧州議会の承認を受けた委員で構成される。政策や法案を提案し、EU諸規則の適用を監督するとともに、理事会決定を執行する。

加盟国間の利害関係の調整

- 国際交渉のポジションは閣僚理事会下の気候政策に関するワーキンググループで全項目について事前に合意する。
- 欧州委員会では、環境総局を中心にEUの気候政策を策定し、エネルギー・運輸総局を中心にEUのエネルギー政策を推進する。産業総局などの経済政策とも調整。
- 各国間で気候政策については意見が分かれることもある。中長期目標については、ドイツ、英国などが推進派といえるが、個別の政策の採択では推進派の加盟国も反対することもある。

3. 気候変動問題に 対する取組

EUの京都議定書上の目標

- EU加盟国(旧15カ国)の京都議定書上の目標は、1990年比8%削減。ただし、共同達成の規定により、EU諸国の総排出量が各国の割当量の合計を上回らない限り目標を達成したものと見なされる(EUバブル)。
- 排出割当量再配分後のEU各国の目標は以下のとおり。

ベルギー	-7.5%	ルクセンブルク	-28%
デンマーク	-21%	オランダ	-6%
ドイツ	-21%	オーストリア	-13%
ギリシャ	+25%	ポルトガル	+27%
スペイン	+15%	フィンランド	±0%
フランス	±0%	スウェーデン	+4%
アイルランド	+13%	英国	-12.5%
イタリア	-6.5%		

京都議定書の目標達成のための政策・措置

2000年 3月	欧州気候変動プログラム採択
2003年10月	EU排出量取引指令採択
10月	エネルギー製品課税指令採択 動力用燃料、暖房用燃料、電気などエネルギー製品に 共通最低課税率を設定。ただし、各国の事情に応じて例外 を暫定的に認めている。
2004年1月	温室効果ガスモニタリング指令採択
2月	熱電併給指令採択
9月	EU排出量取引と京都議定書クレジット とのリンク指令

EU域内排出枠取引制度の概要

項目	制度の内容
取引期間	第1期間:2005年1月1日から2007年12月31日まで 第2期間:2008年1月1日から2012年12月31日まで それ以降5年毎の期間に分けて運営される。
対象施設・ガス	第1期間では、エネルギー活動(20MWを上回る燃焼施設で有害廃棄物や都市ごみ焼却施設を除くもの、石油精製、コークス炉)、鉄類の生産及び加工、工業、その他の活動(パルプ、製紙など)の施設から発生する二酸化炭素を対象とする。
国内割り当て計画と割り当て方法	各国は、各期間の排出枠の総割当量と割当方法を記載した国内割当計画を策定し、欧州委員会と他の加盟国に通知・公表する。各国は第1期間についてはその全割当対象量の95%を無料で、また第2期間については90%を無料で割り当てる。
排出枠を上回った場合	第1期間においては40ユーロ、第2期間以降においては100ユーロの罰金を支払うとともに、次期期間に未提出分の排出枠を提出する。
EU域外の国内排出量取引制度との連携	協定を締結することにより排出枠を交換することができる。
JI/CDMとの連携	JI/CDMクレジットを利用することができる。

国内割当計画提出状況

	2004年3月31日を提出期限とするEU加盟国(旧15カ国)	2004年5月31日を提出期限とする新規加盟国(10カ国)
提出・委員会のレビュー済	オーストリア、デンマーク、ドイツ、アイルランド、オランダ、スウェーデン、英国	スロヴェニア
提出済・委員会のレビュー未済	フィンランド、ルクセンブルグ、ポルトガル、ベルギー、スペイン、イタリア、フランス	スロヴァキア、エストニア、ラトビア、ポーランド、リトアニア
計画案公表		チェコ、ハンガリー
計画案未公表	ギリシャ	マルタ、キプロス

(注) 2004年9月17日時点

EUの中長期目標設定に関する議論

<EUレベル>

- 1997年：環境閣僚理事会が地表温度上昇を産業革命前と比較して2.0度以内に抑制することに合意
- 2001年1月：第6次環境行動プログラム採択
 - 京都議定書の批准・履行を温室効果ガス70%削減の長期目標のための第1歩としての位置付ける。
 - 2020年に地球全体で1990年比20－40%排出削減が必要である。
- 2004年3月：加盟国首脳らが温室効果ガス削減の長期戦略と目標について来春までに検討すると公約
- 2004年9月：長期目標に関しコンサルテーション開始

中長期目標設定に関する議論(続き)

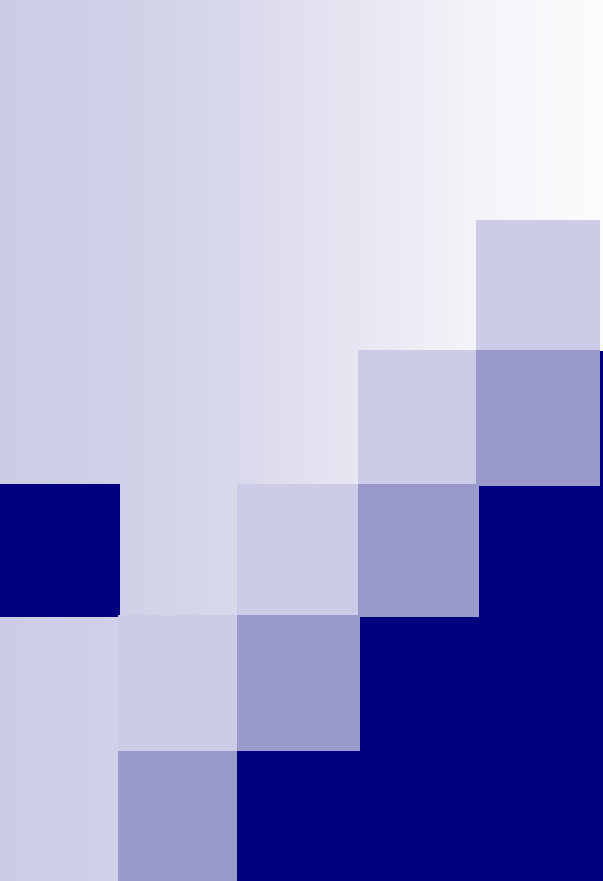
<加盟国レベル>

幾つかの加盟国が中長期目標設定に関する報告書を発表

英国エネルギー白書	2050年までにCO2排出量を60%削減、 2020年までに上記削減目標に向けて顕著な進捗
ドイツ (政府気候変動諮問委員会)	2050年までにCO2排出量を45-60%削減(1990年比) 2020年までにCO2排出量を20%削減
フランス (気候変動問題省庁間専門委員会)	2050年までにフランス国内の年間CO2排出量を32MtC (2000年比約75%削減)、1人あたりCO2排出量を0.5tCに抑制

欧州産業界の動向

- ◆ 製造業を中心に、気候変動問題に対するEUポジションについて懸念を表明する動きもある。
 - (例)
 - 欧州産業連盟
 - 2012年以降の中長期的温室効果ガス削減目標について閣僚らが決議案の中に時期尚早な検討事項を盛り込むことへの懸念を表明(2004年3月の閣僚理事会前)
 - 欧州電気事業者連合会
 - 京都議定書下でCO₂の削減を欧州が一方的に公約したことを非難(2004年3月)。
- ◆ 一方、BPに代表されるように、気候変動問題への取組を前向きに捉える企業も存在する。また、再生可能エネルギーやコジェネレーション推進によりビジネスチャンスを広げる企業なども増えてきている。



4. 英国の取組

英国の動き

- 英国は、京都議定書の目標達成に向け、排出量取引制度をいち早く導入するなどにより順調に温室効果ガス排出量を削減している。また、2005年のG8サミットで議長国として気候変動問題を最重要課題の一つとして取り上げる予定
- G8サミットに向けた英国の動き(今後の予定を含む)は、以下のとおり。
 - 9月14日 ブレア首相が気候変動問題の重要性についてスピーチ
 - 2005年
 - 2月 気候科学会合(英国・ハドレー気候予測研究センター)
 - 3月 環境・エネルギー閣僚級会合(ロンドン)
低炭素の将来(Low Carbon Future)を議論
 - 7月 G8サミット(英国スコットランド)

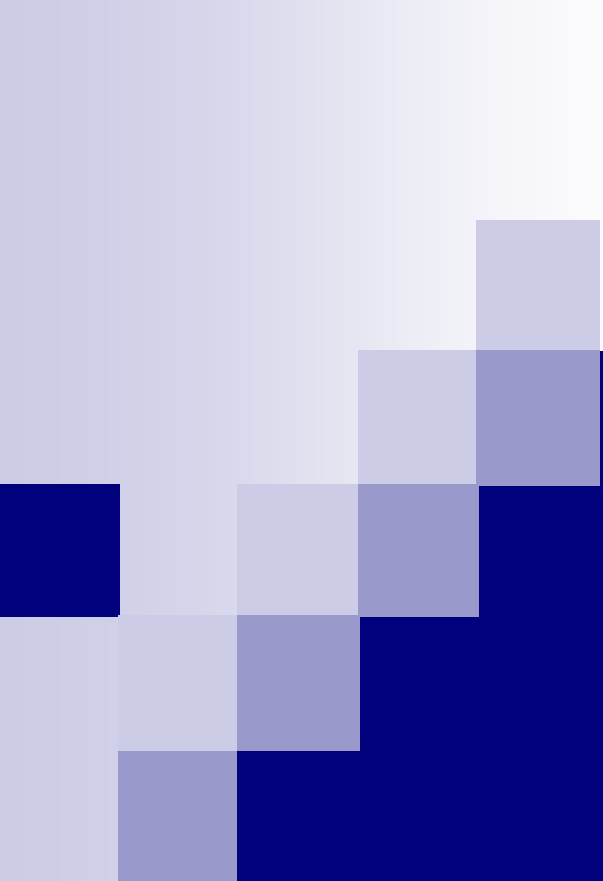
英国ブレア首相のスピーチ

ブレア首相は、9月14日、気候変動問題の重要性についてスピーチを行った。スピーチのポイントは、以下のとおり。

- ◆ 温室効果ガスの増加が続けば、長期的には持続不可能となる。
- ◆ 気候変動問題に対処する上での困難は、影響が顕在化する前に政治的な決断が求められることと、一国だけでは解決できないことの二点。
- ◆ 気候変動問題には迅速な対応が求められる。行動するのは今。
- ◆ 気候変動の科学的な知見については、既にコンセンサスがある。
- ◆ 英国は京都議定書の達成に向け順調に排出量を削減している。さらに、2050年までにCO₂排出量の60%を削減することに挑戦。
- ◆ 低炭素社会に向けて、大きなビジネスチャンスがある。
- ◆ 既存技術への大規模な投資とともに、長期的には技術革新を起こすことが必要。
- ◆ 原子力を温室効果ガス削減の手段として排除しない。
- ◆ 学校での対策、住宅対策、地域での対策(ローカルアジェンダ21の再活性化)を推進。

英国ブレア首相のスピーチ(続き)

- ◆ EU排出量取引の実施は大きな成果。次期フェーズには、航空由来の排出量を取引制度に含めることを提案。
- ◆ 気候変動による深刻な影響を受けるのは、温室効果ガスをほとんど排出していない最貧国。G8の強国が弱きを助ける義務を負う。このような問題は国際合意によって対処されうる。
- ◆ 京都議定書は最初の一步に過ぎないが、次期交渉の強固な基盤となる。米国は、京都議定書に参加していないが、条約の批准国であり、気候変動問題が人類の活動によることを認識。
- ◆ G8での戦略は次の三点。
 - 気候変動の科学とその脅威についての合意
 - 科学、技術、対策を加速化するためのプロセスについての合意
 - 中国やインドなどを緩和・適応対策に巻き込むこと
- ◆ G8会合に先立ち、気候科学会合を開催。会合において、次の二点を検討。
 - 大気中の温室効果ガス濃度が明らかに大きすぎるレベルはどこか。
 - そのようなレベルを避けるためには、どのようなオプションがあるか。



5. まとめ

まとめ

- EUは、これまで気候変動交渉に積極的に参加してきた。
- また、域内排出量取引制度を導入するなど排出削減対策の実施にも意欲的に取り組んでいる。
- 一方、加盟国によって温室効果ガスの排出状況は異なり、気候政策にも温度差がある。今後、EU拡大により更に多様化することが予想される。
- こうした状況において、EUが中長期目標の設定や次期枠組みの制度設計についてどのような考えを示してくるかが注目される。

特に、来年のG8議長国でありEU議長国(2005年後半)でもある英国の動向に留意する必要がある。